

<恵佑会札幌病院 院外処方箋疑義照会簡素化プロトコル>

《処方変更に関わる原則》

1. 疑義照会簡素化を希望する場合、「疑義照会簡素化における合意書」を提出すること。
2. 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
3. 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
4. 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。また、医薬品の安定性や溶解性、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
5. 患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。
6. 処方箋備考欄に「恵佑会札幌病院との事前合意による変更」と明記すること。
7. 処方変更された場合は、「お薬手帳」や「薬剤情報提供文書」等による情報提供を徹底してください。（変更理由等を処方医・患者様に分かるよう明記する）
8. 抗悪性腫瘍薬、麻薬は簡素化プロトコルから除外します。必要に応じて疑義照会してください。

恵佑会札幌病院と保険薬局において「疑義照会簡素化における合意書」を取り交わし、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が得られたものとして扱う。

1. 各種問合せ窓口 別紙参照
2. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更して調剤した場合は、その内容を後日、医事課に**処方箋（写し）に必要事項記載の上**、提出を（FAX 可）お願いいたします。オーダリングシステム内の処方修正が必要と判断した場合には、次回からの処方に反映させます。**（注意事項：一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、および後発品医薬品の変更報告書は不要です。）**

3. 疑義照会の不要例

- ① 成分名が同一の銘柄変更（変更不可の処方を除く）

例 1: グラクティブ錠 50 mg → ジャヌビア錠 50 mg

- 先発品間の変更は可。
- 後発品から先発品への変更も可（但し、初回で後発品の在庫がない場合のみ）。
- 必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。
- 適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

② 剤型の変更 (剤形変更不可の処方を除く)

例 1: ビオフェルミン R 散 → ビオフェルミン R 錠

例 2: アムロジピン OD 錠 5 mg → アムロジン錠 5 mg

- 用法・用量が変わらない場合のみ可。
- 安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと。
- 軟膏剤⇔クリーム剤への変更は不可(使用意図が異なる為)。
- テープ剤⇔パップ剤への変更は不可(用法が異なるケースがある為)。
- 必ず患者さんに説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること。

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更 (含量規格変更不可の処方を除く)

例 1: 20 mg 錠 1 回 0.5 錠 → 10 mg 錠 1 回 1 錠

(20 mg 錠 1 回 2 錠 → 40 mg 錠 1 回 1 錠 高用量への変更は不可) : 減量が出来なくなるため

- 必ず患者さんに説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること。(薬価が逆転するケースがあること。服用方法が異なる為)。
- 在庫がない場合・継続服用あることなど、状況に妥当性がある場合も変更可能。(他医療機関において継続服用していた薬剤: クレストール錠 5 mg → クレストール錠 2.5 mg 2 錠を戻すケースなど)

④ アドヒアランス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること、あるいはその逆 (規格追加も含む)。ただし、抗腫瘍剤、催奇形性を有する薬剤を除く

例 1: カロナール錠 500 1 錠 → カロナール錠 500 0.5 錠×2 (1 回量を分包する)

例 2: ワーファリン錠 1 mg 3.5 錠 → ワーファリン錠 1 mg 3 錠

ワーファリン錠 0.5 mg 1 錠

例 3: プロチゾラム錠 0.25 mg の粉碎 (嚥下困難で錠剤の服用困難)

- 安定性データに留意してください。
- 必ず患者さんに説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること。

⑤ 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤すること (抗腫瘍剤、およびコメントに「一包化から除外」とある場合は除く)

- 上記以外の理由は、合意範囲外とする。
- 安定性データに留意すること。
- 必ず患者さんに説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること。

⑥ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること (合計処方量が変わらない場合)

例 1: ヒルドイドクリーム 0.3% 25 g/本 2 本 → ヒルドイドクリーム 0.3% 50 g/本 1 本

例 2: MS 冷シップ 200 g 20g または 40g は患者様の希望に応じて

⑦ 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更 (先発品類似剤型への変更を含む)。一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とする (先発・後発は問わない)

i. 錠剤 (口腔内崩壊錠を含む)、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤、フィルム剤

ii. 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、DS 剤 (内服用固形剤として調剤する場合)

iii. 液剤、シロップ剤、DS 剤 (内服用液剤として調剤する場合)

- 必ず患者さんに説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること。
- 銘柄等については「お薬手帳」による情報提供を徹底すること。

⑧ 薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬がある場合に対し、投与日数を調整 (短縮) して調剤すること (抗がん剤、麻薬は除く)、および、Do 処方が行われたために処方日数が必要数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化

例 1: マグミット錠 330 mg 30 日分 → 16 日分 (残薬が 14 日分あるため)

例 2: AZ 含嗽用配合細粒 2 g/包 30 包 → 10 包 (残薬が 20 包あるため)

- 短縮: Rp 削除は行わない。最低でも 1 日もしくは 1 回分は処方を残す。
- 内服薬の削除: 疑義照会を行う。外用薬の削除: 変更可能
- 他の Rp との日数が合わない場合の日数追加 (前回日数調整が行われた際の継続事例)
- 理由の妥当性が無い場合は問い合わせによる疑義照会を必ず行う

⑨ 服用歴のある配合剤を単剤の組み合わせに変更すること、あるいはその逆 (調整または薬の変更が考慮されるケースは除く)

⑩ ビスホスホネート製剤の週 1 回あるいは月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化 (処方間違いが明確な場合)

例: アクトネル錠 17.5 mg (週 1 回製剤) 1 錠/分 1 起床時 14 日分 → 2 日分

⑪ 外用剤の用法 (適用回数、適用部位、適用タイミング等) が患者に口頭で指示されている場合 (処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている) の用法の追記

⑫ 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合の用法の追加

例 1: ニトロペン舌下錠 0.3mg 1 回 1 錠 20 回分 (用法漏れ) → 胸痛時、発作時

例 2: ロキソプロフェン錠 60mg 1 錠 1 日 1 回 14 日分 (疼痛時) → 1 回 1 錠 疼痛時 14 回分

⑬ 「1 日おきに服用」や「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化 (処方間違いが明確な場合)

● 服用日が不明瞭 (曜日、服用期間など) な際は必ず疑義照会を行うこと

⑭ 医師の了解のもと処方されている用法に関しては疑義照会不要 (一例)

1 日 1 回が用法の薬剤が 1 日 2 回以上の用法

例: アダラート CR20 mg、ミカルデイス錠 40 mg の 2×朝夕 n

1 日 2 回が用法の薬剤が 3 回の用法

例: ボルタレン SR カプセル 37.5 mg

食前薬が食後指示

例: 漢方製剤、ガナトン錠、プリンペラン錠

4. 疑義対応となる事項 以下の項目は疑義対応し処方医の指示を必ず仰ぐこと

- ・併用禁忌、副作用歴ありの処方
- ・判断しがたい用法用量の不備
- ・他医療機関との重複処方
- ・日数制限薬 (向精神薬、新薬日数制限等) の対応
- ・処方漏れ

令和 5 年 1 2 月作成